

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第23条の2の2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(4) 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。）<u>、水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。）又は水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。）</u>）が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画</p>	<p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第23条の2の2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(4) 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。）<u>）</u>が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画</p>

(5) - (6) (略)

2 - 3 (略)

(5) - (6) (略)

2 - 3 (略)